

今回のテーマ「技能実習制度にかわる新たな制度」について-続報③

情報通信第224号の続報です。

育成就労制度を創設する法律案が、衆議院法務委員会での審議を経て、5/21（水）衆議院本会議で可決されました。

2024.5.22 朝日新聞朝刊

外国人「育成就労」衆院通過

入管法改正案「技能実習」に代わり

外国人労働者の「技能実習」に代わる「育成就労」制度の創設を盛り込んだ入管難民法などの改正案が21日、衆院本会議で自民、公明、日本維新の会、国民民主などの賛成多数で可決された。立憲民主や共産は反対した。近く参院で審議入りするが、今国会で成立する公算が大きい。

技能実習制度は途上国に技術を伝える「国際貢献」を目的としたが、人手不足を背景に労働力の確保に利用されてきた実態がある。原則3年は職場の変更（転籍）ができず、来日前に多額の借金を抱えた実習生が劣悪な労働環境下で失踪する例が相次ぎ、深刻な問題となってきた。

新たな育成就労制度は「外国人材の育成と確保」を掲げ、1〜2年の就労後に同一の分野内で転籍を可能にする。他国との「人材獲得競争」を意識し、長く働き続けられる道筋を明確化。対象分野は、最長で5年就労できる「特定技能1号」

とそろえる。熟練技能が必要な「特定技能2号」に移れば、家族帯同ができるほか在留期間の更新に上限がなくなり、将来的な永住も視野に入る。永住者の増加が見込まれることを踏まえ、税金や社会保険料を故意に支払わない場合や、住居侵入など一定の罪を犯した場合に永住許可を取り消せる規定も設けた。

立憲や共産から批判が相次ぎ、自民、公明、立憲、維新の4党は、取り消しの検討にあたり、対象となる外国人の生活状況に「十分に配慮する」との文言を付則に盛り込むことで修正合意した。しかし、立憲は「そもそも永住外国人の権利や安心・安全を脅かすような制度を導入すべきではない」として本会議で反対に回った。（久保田一暎）

第213回国会

期間：1/26～6/23
議案名：「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」

5/17 修正案は下記から確認できます

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian/menu.htm